

令和 8 年度 東京都立狛江高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進する。
- (2) いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こり得るものであることを踏まえ、全ての教職員が危機意識を持ち、未然防止、早期発見、早期対応に組織的かつ継続的に取り組む。
- (3) 校訓「友愛」の精神を基盤として、生徒一人ひとりの人格を尊重し、互いを認め合い支え合う学校風土を醸成するとともに、生徒の自己肯定感及び自己有用感を育成する。
- (4) 生徒に対して、いじめを「しない・許さない・見逃さない」という意識を育成し、傍観者とならず行動できる力を育む。
- (5) SNS、インターネット、生成 AI 等を活用したコミュニケーションの拡大を踏まえ、ネットいじめ、誹謗中傷、個人情報流出等への対応を含む情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育を推進する。
- (6) 生徒が悩みや不安を周囲に相談できる「SOS を出す力」を育成し、誰もが安心して相談できる環境づくりを推進する。

2 学校及び教職員の責務

東京都立狛江高等学校（以下「本校」という。）及び本校教職員は、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例及び生徒指導提要の趣旨に基づき、保護者、地域及び関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に組織的対応を行う責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止、早期発見及び迅速な対応を組織的に推進するため、本校に学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ防止基本方針の策定、検証及び改善
- ・いじめ防止に関する年間計画の策定及び実施
- ・いじめ事案に関する情報収集、共有及び対応方針の決定

- ・重大事態への対応
- ・教職員研修の企画及び実施
- ・関係機関との連携

ウ 会議

定例会を学期に1回以上開催する。

また、いじめ事案発生時には、必要に応じて速やかに臨時会を開催する。

重大又は緊急性の高い事案については、発見当日中に管理職を中心とした緊急会議を実施する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、総務部主任、学年主任、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化し、生徒の健全育成及び問題行動への適切な対応を図る。

イ 委員構成

学校運営連絡協議会協議委員および校内委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア いじめ防止に関する授業及び講演会を年間1回以上実施する。

イ SNS利用、ネットリテラシー、生成AI利用等に関する情報モラル教育を実施する。

ウ 「SOSの出し方に関する教育」を年間指導計画に位置付ける。

エ HR活動、生徒会活動、学校行事及び部活動を通して、生徒同士の相互理解及び人間関係づくりを推進する。

オ 生徒会等による主体的ないじめ防止活動を推進する。

カ 教職員研修を年間2回以上実施し、教職員の対応力向上を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア 年度当初に個人面談を実施し、生徒理解を深める。

イ スクールカウンセラーによる新入生全員面接を実施する。

ウ 「学校生活や友人関係に関するアンケート」を定期的実施する。

エ 欠席、遅刻、早退、保健室利用状況等を組織的に共有し、生徒の変化を早期に把握する。

オ 校内巡回及び授業観察を通じて、生徒の状況把握に努める。

カ SNS上のトラブルやネットいじめについても早期把握に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめが疑われる情報を把握した場合は、直ちに管理職へ報告し、組織的対応を行う。

イ 被害生徒の安全確保を最優先とし、必要に応じて別室対応、座席変更、時間差登校等を実施する。

- ウ 関係生徒への聞き取りは、公平性及び慎重性をもって実施する。
- エ SNS 等に係るいじめについては、証拠保全を適切に行う。
- オ 保護者に対して迅速かつ丁寧な説明を行い、学校と家庭が連携して対応する。
- カ 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、再発防止に向けた継続的指導を行う。

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態発生時は、東京都教育委員会へ速やかに報告する。
- イ 被害生徒の生命及び心身の安全確保を最優先に対応する。
- ウ スクールカウンセラー、学校医等と連携し、心理的支援を行う。
- エ 必要に応じて警察、児童相談所等と連携する。
- オ 保護者及び生徒への説明責任を適切に果たす。
- カ 再発防止に向けた検証及び改善を行う。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施する。
- (2) SNSトラブル、ネットいじめ、生成 AI 活用、自殺予防教育及び発達特性理解等に関する研修を実施する。
- (3) 校外研修参加者は、職員会議等において内容を共有する。

6 保護者との連携及び啓発

- (1) 学校ホームページ、保護者会及び PTA 活動等を通じて、いじめ防止に関する情報発信を行う。
- (2) 保護者との面談及び相談体制を充実させ、学校と家庭との信頼関係を構築する。
- (3) SNS 利用ルールやネットトラブル防止について、家庭への啓発を行う。

7 地域及び関係機関との連携

- (1) 地域及び関係機関との情報共有を積極的に行う。
- (2) 警察等と連携したセーフティ教室や講演会を実施する。
- (3) 必要に応じて警察、児童相談所、医療機関等と迅速に連携する。

8 学校評価及び基本方針改善

- (1) 学校評価アンケートにおいて、
 - ・「学校はいじめ防止に積極的に取り組んでいる」
 - ・「相談しやすい学校である」
 - ・「SNS トラブルへの対応が適切である」等の項目を設定し、生徒、保護者及び教職員による評価を実施する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、学校評価結果及び各種調査結果を踏まえ、毎年度基本方針の検証及び改善を行う。